

認可外保育施設等に通う子どもの 幼児教育・保育無償化の手続き



**無償化の対象となる
認可外保育施設等とは**

認可外保育施設、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などで、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。詳細は市HPをご覧ください。

現在(令和2年2月15日)、
認可外保育施設等に子どもが通っている方へ

幼児教育・保育の無償化に係る給付費(償還払い方式^{*})は、**請求手続き**が必要です

^{*}保護者は利用料などを施設へ全額支払い、後から市が保護者へ給付費を支払う方式



対象施設に支払った保育料・利用料などに対する「子育てのための施設等利用給付」を受けるには、請求手続きが必要です(利用前に給付認定を受けている方が対象)。請求方法は利用先により異なります。

※詳細は市HPをご覧ください。
※施設を通じて手続き書類を受け取っている方は、その書類の案内に従ってください。

▶子育て支援課 田
☎042-460-9841

4月から、認可外保育施設等に子どもを通わせる方へ

無償化制度対象となる認可外保育施設等を利用する方は、「子育てのための施設等利用給付」認定を受ける必要があります。必ず、施設の利用前に手続きを行ってください。

※現在、既に認定を受けている方は手続き不要です。新しく利用開始する方または、3歳児クラスになる方が対象となります。

□無償化の対象と要件

クラス年齢	要件	月額上限
0～2歳児	保育の必要性の認定を新3号認定・住民税非課税世帯	4万2,000円
3～5歳児	受けている新2号認定	3万7,000円

□**手続き** 申請書・就労証明書などの保育の必要性の書類を保育課(田無第二庁舎2階)へ提出 ※詳細は市HPをご覧ください。

□**締切** 3月6日(金)

※就労証明書などに時間がかかる場合は申請書を先に提出してください。

▶保育課 田 ☎042-460-9842

令和2年度 保育園など入園募集(2次募集)

1次募集選考の結果、欠員が出た市内保育園などの2次募集を行います。

田 2月19日(水)(消印有効)までに、申込書を〒188-8666市役所保育課へ郵送または持参(田無第二庁舎2階)

※1次申込分の各種変更も2月19

日(水)まで
※1次利用調整の結果および2次の欠員状況は、市HPをご覧ください。
▶保育課 田 ☎042-460-9842



1歳児1年保育を募集

令和2年4月に認可保育施設、認証保育所などに入所ができなかった方を対象に1歳児1年保育事業を実施します。

□1歳児1年保育(4月1日受入開始)

①アスクたなし南町保育園

場 南町6-10-17

定 1歳児・4人程度

②アスク保谷保育園

場 泉町3-13-24

定 1歳児・6人程度

田 2月19日(水)までに下記へ

※詳細は市HPをご覧ください。

▶保育課 田 ☎042-460-9842

無料市民相談

■一般市民相談

場所	日時
市民相談室 田・保	(月)～(金) 午前8時30分～午後5時

■専門相談(申込制) ※1枠30分 ※専門家が一緒に解決の糸口を探します。

□**申込開始** 2月18日(火)午前8時30分(★印は、2月4日から受付中)

□**申込方法** 希望する庁舎の市民相談室へ直接または電話

※申込開始日は大変混み合いますので、ご了承ください。

田 田無庁舎2階市民相談室 田 ☎042-460-9805

保 保谷庁舎1階市民相談室 保 ☎042-438-4000

内容	場所	日時
法律相談	田	3月6日(金)・12日(水)午前9時～正午
	保	3月3日(火)・4日(水)・10日(火)・11日(水)午後1時30分～4時30分
人権・身の上相談	田	★3月5日(水) 午前9時～正午
	保	★2月27日(水) ※1枠1時間
交通事故相談	田	3月11日(水)
	保	★2月26日(水) 午後1時30分～4時
税務相談	田	3月13日(金)
	保	3月6日(金)
不動産相談	田	3月19日(水)
	保	3月12日(水)
登記相談	田	3月12日(水)
	保	3月19日(水)
表示登記相談	田	3月12日(水)
	保	3月19日(水)
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	保	3月9日(月)
行政相談	保	3月5日(水)
相続・遺言・成年後見等 手続相談	保	★3月13日(金)

消費生活相談



賃貸住宅退去時の原状回復費用

Q 8年間住んだアパートを退去した際、壁紙・畳の交換とハウスクリーニング代で計20万円の請求書が届いた。タバコも吸わず、きれいに掃除して出たのに高額な請求に納得できない。

A 賃貸アパートの契約では、入居者に退去時の原状回復が義務付けられていますが、「借主が入居前の状態に戻す」というわけではありません。借主が故意、過失で破損させた箇所について賠償するもので、通常の住み方をしても発生すると考えられる通常損耗は含まれません。

また壁紙や畳床は6年で残存価値1円とされています。これらは国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に一般的な基準が載って

います。
ハウスクリーニング代の負担については、契約書の特約事項などで借主負担となっている場合もあるので、確認が必要です。

相談者には、ガイドラインを参考に、納得できない部分を書面にして貸主に説明を求め、ガイドラインに沿った清算をしてもらうべく貸主とよく話し合うよう助言しました。貸主との話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や少額訴訟などの裁判所の手続きがあることも情報提供しました。

賃貸住宅のトラブルを回避するためには、入退去時の物件確認には必ず立ち会い、写真などで記録を残しておくことも有効でしょう。

▶消費者センター 保 → 田
☎042-462-1100

特別相談「多重債務110番」実施のお知らせ

西東京市消費者センターでは特別相談「多重債務110番」を東京都と都内区市町村と連携して一斉に実施します。ひとりで悩まず当センターにご相談ください。

時 3月2日(月)・3日(火)午前10時～正午・午後1時～4時

□**相談専用** 消費者センター 保 → 田
☎042-462-1100

田 東京都消費生活相談センター(東京都の多重債務110番係)

☎03-3235-1155

▶協働コミュニティ課 保 → 田

☎042-420-2821